

連結財務諸表／貸出金

JIMOTO HOLDINGS

14. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	314円22銭
1株当たり当期純利益金額	30円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	11円88銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	116,672百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	60,470百万円
うち少数株主持分	292百万円
うち優先株式発行金額	60,000百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	177百万円
普通株式に係る期末の純資産額	56,202百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	178,862千株

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	5,986百万円
普通株主に帰属しない金額	470百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	177百万円
うち中間優先配当額	177百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	116百万円
普通株式に係る当期純利益	5,515百万円
普通株式の期中平均株式数	178,863千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	391百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	177百万円
うち中間優先配当額	177百万円
うち連結子会社の潜在株式による調整額	△79百万円
うち配当優先株式に係る消却差額	116百万円
普通株式増加数	318,090千株
うち優先株式	281,529千株
うち新株予約権付社債	36,561千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産が、2円40銭増加しております。なお、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

15. 重要な後発事象
該当事項はありません。

リスク管理債権額 (連結)

(単位: 百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期
破綻先債権額	1,361	713
延滞債権額	48,197	44,149
3カ月以上延滞債権額	57	—
貸出条件緩和債権額	4,875	4,435
合計	54,492	49,298

(注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。

4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。